

2023年度9月 卒業・修了予定の外国人留学生の皆さんへ

在留資格「特定活動」への変更のための推薦状発行申請方法について

立命館大学国際教育センター

卒業/修了後は、在留資格「留学」の在留期間が残っていたとしても、在留資格「留学」は失効となるため、卒業後に、在留資格を変更しないまま就職活動を継続することは法律上許されていません。卒業後は速やかに帰国するか、日本に残る場合は、新たな在留資格を取得する必要があります。

就職活動を行っていたにもかかわらず、卒業・修了までに就職先が決まらず、卒業・修了後も就職活動の継続を希望する場合、一定の条件を満たせば、在留資格「特定活動」(6ヶ月間)への変更が認められます。入国管理局に在留資格「特定活動」への変更を申請する際には、大学が発行する推薦状が必要となります。

本学では、春学期と秋学期の年2回推薦状発行申請期間を設け、申請を受理した留学生について、学修や生活状況、これまでの就職活動実態、今後の見込みを厳格に審査した上で、適当と認められた人に推薦状を発行します(随時発行や卒業生への発行はしません)。

2023年9月卒業・修了予定の外国人留学生に対する在留資格「特定活動」への変更のための推薦状発行の申請を、以下の要領で受け付けます。

1. 申請条件

以下の全てを満たす者で、かつ、推薦状の発行を受けた者に課される義務が果たせる見込みの者。
申請条件を満たさない場合は受理しない。

- ① 申請時に卒業・修了判定に合格している（もしくは、卒業・修了見込みがある）こと
- ② 「進路希望登録」(学内エントリー)を行っていること
※博士課程/博士後期課程の研究職志望の院生には、キャリアセンターでの「進路希望登録」を求めない。
- ③ 以下3つの活動実績があり、かつ、そのことを証明できる企業とのやりとりの履歴(メールやWEBページでの連絡/通知等)を提出できること
 - ・9月卒業の場合5社以上、3月卒業の場合10社以上にエントリーシート提出による本エントリーをしていること
 - ・一次面接を通過した実績があること
 - ・申請段階で選考中(書類選考結果待ち、1次面接結果待ち等)の企業があること(プレエントリー、説明会のみは数に含まない)※研究職志望の大学院生の場合は、上記3点の活動実績は求めないが、公募先において選考中(面接予定等)であることを条件とする。
- ④ 申請時に立命館大学学生懲戒規程による懲戒処分を受けていないこと
- ⑤ 滞在予定期間の経費支弁能力があること(最低60万円以上)
- ⑥ 申請時に有効な在留カードを所持していること
- ⑦ 「特定活動」に変更のための推薦状発行申請ガイダンスに出席、もしくはガイダンス資料を確認していること
- ⑧ 申請書類提出までに、キャリアセンターの個別相談を受けていること
※研究職志望の大学院生の場合は、要件としない。

2. 申請受付期日

8月23日（水）17:00 締切

3. 申請方法および提出資料

以下の提出書類を、国際教育センター（ru-inter@st.ritsumei.ac.jp）に提出してください。
メールのタイトルは【キャンパス】学生証番号「特定活動」申請とし、提出ファイルは、全てPDF化してください。また、期日内に全ての書類が揃わなければ、面接に進むことはできません。

<提出資料>

- ① 推薦状発行申請書（所定用紙1）※以下 URL よりダウンロード
- ② 就職活動状況報告シート（所定用紙2）※以下 URL よりダウンロード
- ③ 上記、「申請対象者③」を満たすことが証明できるもの
※就職支援サイトのスクリーンショット、採用担当者とのメールのやりとり等
- ④ 預金通帳写しまたは送金証明書（「申請対象者⑤」、半年間の経費支弁能力を証する書類として）
※最低 60 万円以上が必須
※預金通帳写しは、申請日より一週間以内に記帳したものを提出すること
- ⑤ 在留カードのコピー（両面）

【提出資料①・②のダウンロード（国際教育センターFAQページ）】

<https://global.support.ritsumei.ac.jp/hc/ja/articles/4403634978451-%E5%8D%92%E6%A5%AD-%E4%BF%AE%E4%BA%86%E5%BE%8C%E3%82%82%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%A7%E5%B0%B1%E8%81%B7%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%82%92%E7%B6%99%E7%B6%9A%E3%81%97%E3%81%9F%E3%81%84%E3%81%A7%E3%81%99-%E5%9C%A8%E7%95%99%E8%B3%87%E6%A0%BC-%E7%95%99%E5%AD%A6-%E3%81%AE%E3%81%BE%E3%81%BE%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AB%E6%BB%9E%E5%9C%A8%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%A6%E3%82%82%E3%82%88%E3%81%84%E3%81%A7%E3%81%97%E3%82%87%E3%81%86%E3%81%8B-2022-7-15%E6%9B%B4%E6%96%B0->

4. 審査方法

- ・書類選考、面接によって推薦状の発行可否を決定します。
- ・書類審査の結果、面接を行う方には9月1日（金）までに面接日時をメールにて通知連絡します。
- ・面接は2023年9月4日（月）～9月8日（金）を予定しています。時間はこちらで指定しますので、上記の期間は開けておいてください。
- ・面接言語は日本語または英語です。希望言語は所定用紙1に言語を選択する項目があるので、記載してください。

5. 推薦状の発行を受けた者の義務について

- ① キャリアセンターあるいはキャリアセンターが提供する卒業生支援サービスを1ヶ月に1回以上利用すること
- ② （大学在籍中の）所属キャンパスのキャリアセンターへ、1ヶ月に1回以上状況報告を行うこと。
- ③ 一時帰国の際には、国際教育センターに「留学生一時出国届」（在留資格「特定活動」用）をメールで提出すること
- ④ 推薦状発行連絡を受けてから14日以内に自身で入国管理局に行き、在留資格変更申請を完了すること。

6. 注意事項

- 上記5. <推薦状の発行を受けた者の義務について>に記載された義務を果たさず、連絡が3ヶ月以上取れない場合は、大学より出入国在留管理局に「所在不明」として報告します。場合によっては在留資格「特定活動」が取り消されることがあります。
- 推薦状の発行は一度限りです。期限以降の在留資格の支援は行いませんので、期限（6ヶ月間）内に就職先が決定しない場合は、直ちに帰国しなければなりません。
- 推薦状発行後に立命館大学学生懲戒規程による懲戒処分を受けた場合は、その発行を取り消します。
- 審査の参考として、上記の申請書類の他に追加書類を求めることがあります。
- 卒業/修了後は、在留資格「留学」の在留期間が残っていたとしても、在留資格「留学」は失効となります。在留資格「留学」がまだ有効だと誤解して、そのまま日本で就職活動を行った場合、その後、日本での就職のために在留資格変更申請を行っても許可されない場合があります。くれぐれも自分勝手な判断は行わず、分からないことがあれば出入国在留管理局か、所属キャンパスの国際教育センターに相談してください。

以 上